

各府省等が締結している随意契約に関する会計検査の結果に
ついての報告書（要旨）

平成19年10月

会計検査院

検査の背景及び実施状況

1 参議院からの検査要請の内容

(1) 検査の対象

内閣、内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、国会、裁判所、会計検査院

(2) 検査の内容

各府省等が締結している随意契約についての次の各事項

随意契約を含めた契約全般の状況

随意契約の実施状況及び随意契約となった理由の妥当性

公益法人に対する随意契約の実施状況及び公益法人による再委託の状況

契約の透明性の向上に向けた体制整備の状況

随意契約先公益法人における所管府省退職者の再就職者数

再委託先への所管府省及び当該公益法人それぞれの退職者の再就職者数

についてそれぞれの公益法人及び再委託先の従業員に占める再就職者の比率、役員に占める比率

2 国の契約方式等の概要

(1) 契約方式

国の法令上の契約方式としては、一般競争契約及び指名競争契約（以下、両者を合わせて「競争契約」という。）並びに随意契約の三つがある。

- ・ 機会の均等、公正性の保持等の面から、一般競争契約が原則
- ・ 法令上の適用理由に該当する場合だけ例外として指名競争契約又は随意契約

(2) 各府省等が実施した随意契約の点検

政府における随意契約の適正化に向けた取組の一環として、各府省等では、17年度に締結した随意契約について点検を行い、その結果を公表している（18年6月及び19年1月）。

- ・ 国全体の随意契約（少額随契等を除く。）10.1万件、契約金額3.8兆円（17年度）
- ・ このうち、6.4万件（64.2%）、2.4兆円（63.1%）を一般競争契約、企画競争を経た随意契約（以下「企画随契」という。）等に移行することとしている。

検査の結果

1 随意契約を含めた契約全般の状況

～各府省等の国内のすべての官署において締結された支出原因契約（少額随契が認められる契約等は除く。）のうち、18年度（12月まで）を対象～

(1) 府省等における契約全体の状況

契約種類別の契約状況（18年度（12月まで））

(単位：件、百万円、%)

契約種類	件数		12月までの支払金額	
		割合		割合
工事（設計、調査等を含む。）	36,809	25.9	663,203	30.0
用地取得・補償	3,531	2.5	130,940	5.9
物品等の購入	17,317	12.2	335,159	15.1
物品等の製造	5,137	3.6	54,151	2.4
物品等の賃借	12,664	8.9	302,204	13.7
役務	66,532	46.9	726,659	32.8
合計	141,990	100	2,212,320	100

契約相手方別の契約状況（18年度（12月まで））

(単位：%)

契約相手方	民間企業	公益法人 (うち所管公益法人)	独立行政法人等	その他	合計	
						件数割合
支払金額割合	65.8	8.1	(6.3)	8.2	17.9	100

(2) 契約方式の状況

契約方式の状況（18年度（12月まで））

上段：件数、金額(単位：件、億円)
下段：割合(単位：%)

区分	一般競争契約	指名競争契約	競争契約(計)	随意契約		合計
					うち企画競争を 経ない随意契約	
件数	37,387 (26.3)	24,309 (17.1)	61,696 (43.5)	80,294 (56.5)	67,704 (47.7)	141,990 (100)
12月までの支払金額	5,289 (23.9)	3,063 (13.8)	8,353 (37.8)	13,770 (62.2)	12,761 (57.7)	22,123 (100)

競争契約における応札者数の状況（件数割合）(18年度（12月まで））

(単位：%)

契約方式	応札者数					
	1者	2者	3者	4者	5者以上	合計
競争契約	16.8	13.1	10.2	7.6	52.3	100
一般競争契約	27.3	18.3	13.5	9.6	31.2	100
指名競争契約	0.5	5.0	5.2	4.6	84.8	100

(3) 落札率の状況

(注) 「落札率」とは、契約金額の予定価格に対する比率をいう。

契約方式別の落札率の状況（18年度（12月まで））

(単位：%)

契約方式	一般競争契約	指名競争契約	随意契約	合計
平均落札率 (単純平均)	85.8	86.9	97.3	91.7
	86.3			

競争契約における応札者数別の落札率の状況（18年度（12月まで））

(単位：%)

応札者数	1者	2者	3者	4者	5者以上	合計
平均落札率 (単純平均)	93.3	86.8	84.9	83.4	84.9	86.3

2 随意契約の実施状況及び随意契約となった理由の妥当性

(1) 随意契約の実施状況

～各府省等の国内のすべての官署において締結された支出原因契約のうち、17年度及び18年度（12月まで）に締結された随意契約（小額随契等を除く。）を対象～

随意契約の実施状況

(単位：件、百万円)

年度	件数			支払金額（18年度分は12月までの支払金額）		
	随意契約 全体(A)	企画随契(B) ((B)/(A))	企画競争を経ない 随意契約(C) ((C)/(A))	随意契約 全体(D)	企画随契(E) ((E)/(D))	企画競争を経ない 随意契約(F) ((F)/(D))
17	89,870	9,035 (10.1%)	80,835 (89.9%)	2,679,524	272,024 (10.2%)	2,407,500 (89.8%)
18 (12月まで)	80,294	12,590 (15.7%)	67,704 (84.3%)	1,377,018	100,888 (7.3%)	1,276,130 (92.7%)

(2) 随意契約とした理由の状況

随意契約の法令上の適用理由

(単位：%)

随意契約の適用理由	17年度		18年度(12月まで)	
	件数割合	支払金額割合	件数割合	支払金額割合
契約の性質又は目的が競争を許さない	88.2	86.7	81.8	80.1
緊急の必要	0.6	0.3	0.5	0.2
競争に付することが国に不利	1.5	0.9	1.4	0.8
国の行為を秘密にする必要	1.5	1.9	1.2	1.7
その他（不落随契を含む。）	8.3	10.2	15.0	17.2
合計	100	100	100	100

「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の具体的な理由の分類

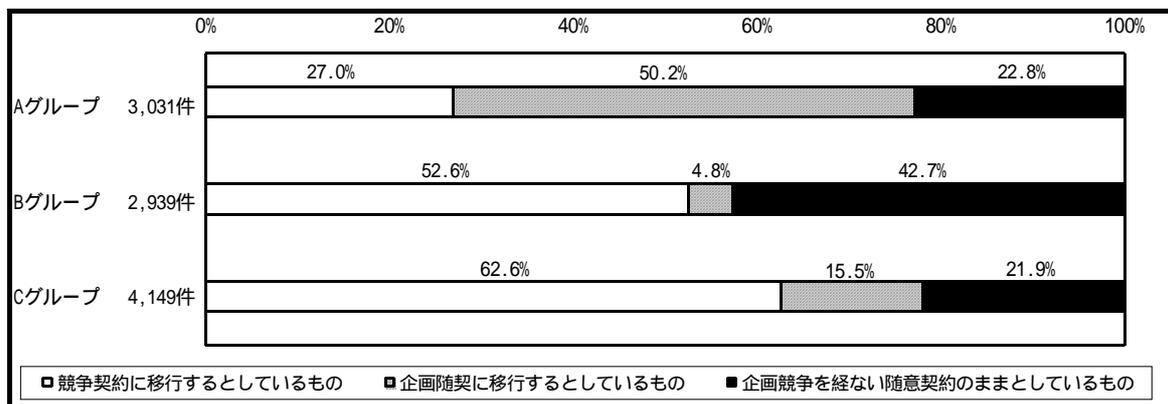
- ・17年度に内部部局（地方支分部局等を除いた本省、本庁等）が締結している契約14,881件を対象に、各府省等が公表している具体的な理由をみると、次表のとおり。

(単位：件、%)

具体的な理由	件数	
	件数	割合
< Aグループ > 企画競争を実施（企画案の提案者）	3,844	25.8
< Bグループ > 契約相手方が唯一の者であることの理由が記述されていると考えられるもの	3,904	26.2
情報システムの（当初の）開発者	974	6.5
複数年度の使用を前提とした物件の賃借	739	5.0
複数年度の実施を前提とした事業	513	3.4
その他の理由（Bグループ）	1,678	11.3
< Cグループ > 契約相手方が唯一の者であることの理由が必ずしも記述されていないと考えられるもの	5,573	37.5
専門的又は高度な知識、知見、技術を有する	3,052	20.5
契約実績、経験を有する	1,245	8.4
機械、設備（特注のもの以外）の製造者	514	3.5
その他の理由（Cグループ）	762	5.1
その他	1,560	10.5
合計	14,881	100

具体的な理由（A、B及びCグループ）別にみた当局が今後執るとしている措置内容の状況

（措置内容が「公募を実施」又は「当該年度限り」とされている契約を除いている。）



- ・「専門的又は高度な知識、知見、技術を有する」、「契約実績、経験を有する」などの理由が含まれているCグループには、契約相手方が唯一の者であることの理由がより明確に記述されているBグループに比べて、競争契約等に移行できる余地の高かったものが多く含まれていたと考えられる。

(3) 企画競争の実施方法の状況

～各府省等の内部部局（40省庁）の状況及び内部部局において18年度（12月まで）に締結した企画随契6,013件を対象～

企画競争の実施に係る要領等の整備状況（19年4月1日現在）

- ・ 統一的な要領等を作成している：21省庁
- ・ 統一的な要領等は作成していないが、契約案件ごとに事前に作成する：18省庁
- ・ 企画競争を実施する必要のある案件がないため、要領等を作成していない：1省庁

参加者の募集方法の状況

- ・ 「一般募集」がほとんどであるが、「限定募集」も11.9%見受けられる。

評価項目の設定状況（件数割合）

(単位：%)

評価項目を設定しているもの						評価項目を設定していないもの	合計
1項目	2項目	3項目	4項目	5項目以上	計		
1.9	0.2	3.1	8.7	75.0	88.9	11.1	100

(4) 随意契約とした理由の妥当性等

17年度及び18年度の契約のうち、会計実地検査を行った各官署で締結された契約の中から抽出して検査した。検査に際しては、上記の随意契約に係る全体的な特徴、傾向等に関する検査状況を踏まえつつ、抽出した契約について、随意契約とした理由の妥当性を改めて横断的に洗い直すこととした。そして、中には、各府省等において見直し計画に従い措置を講じているものもあるが、これらについても同様な考え方で検査した（各府省等の見直し状況については、次項（5）に記述）。

随意契約とした理由の妥当性に関して検討の余地があったもの（個別の事態）

（府省等別）

(単位：件、百万円)

府省等	内閣	内閣府	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省
件数	4	23	39	98	12	75	8	73	62
金額	47	542	747	1,311	269	5,288	187	1,015	602

経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省	国会	裁判所	会計検査院	合計
22	111	3	11	35	21	4	601
596	3,649	7	96	561	181	26	15,131

(注) 「件数」及び「支払金額」は、17、18両年度の計である。ただし、両年度において対応している契約については、件数は両年度合わせて1件としてカウント。また、複数の少額随契を一括して競争契約を行うべきとする個別の事態は1件としてカウント。

- ・ 随意契約とした具体的な理由をみると、件数では「専門的又は高度な知識、知見、技術を有する」が最も多く（2割強）になっている。

< 事例 >

- ・ 書架等の購入について、短期間に複数回に分けて同一業者と少額随契を行っていた。
- ・ 庁舎の守衛業務等について、実績があり信頼性が高いことなどを理由に、特定の業者と随意契約を行っていた。
- ・ 空調機器の保守管理業務について、専門知識・経験を有していることなどを理由に、特定の業者と随意契約を行っていた。
- ・ 過去の記録写真を電子情報で保存する業務について、現在使用している写真情報との互換性を確保する必要があることを理由に、特定の業者と随意契約を行っていた。
- ・ 天然記念物等の調査検討業務について、その地区の生態調査に精通していることを理由に、特定の業者と随意契約を行っていた。

(5) 個別の事態と随意契約点検及び見直し状況との関連等

個別の事態に係る契約の見直し状況（19年8月1日現在）

- ・ 上記（4）の随意契約に係る個別の事態601件について、当局による見直し状況をみると、次表のとおり。

（単位：件）

合計件数	見直し状況（19年8月1日現在）								当該年度 限り等
	契約済み				未契約				
	措置済み			措置未済	措置予定			措置予定なし	
	競争契約 に移行	企画随契 に移行	公募を 実施		競争契約 に移行	企画随契 に移行	公募を 実施		
601	364	17	17	79	26	2	12	4	80
	477				44				

見直し後の応札者（応募者）数、落札率等

- ・ 19年8月1日現在の見直し状況において競争契約又は企画競争へ移行済みとなっている個別の事態381件について、どのような変化があったかをみると、次表のとおり。

（単位：件、％）

競争契約又は企画随契に移行済みとなっている個別の事態		競争契約又は企画随契に移行後の状況										
		全体			応札者(応募者) 1者(A)		応札者(応募者) 2者以上		(A)のうち			
		件数	平均落札率	平均落札率	平均応札者数	件数	平均落札率	件数	平均落札率	契約相手方が同じもの		契約相手方が異なるもの
件数	平均落札率									件数	平均落札率	
381	94.1	83.5	2.0	195	93.1	181	71.0	167	93.2	28	92.9	

(注) 見直し後不落随契となった個別の事態については、移行後の分析対象から除いている。

3 公益法人に対する随意契約の実施状況及び公益法人による再委託の状況

(1) 公益法人を契約相手方とする随意契約の実施状況

公益法人を契約相手方とする契約の競争性の状況（18年度(12月まで)）

(単位：%)

区分	件数				12月までの支払金額					
	競争契約	随意契約	うち企画競争を経ない随意契約	合計	競争契約のうち1者応札	競争契約	随意契約	うち企画競争を経ない随意契約	合計	競争契約のうち1者応札
契約全体	43.5	56.5	47.7	100	16.8	37.8	62.2	57.7	100	11.7
公益法人が契約相手方	14.1	85.9	67.8	100	47.0	3.5	96.5	80.7	100	46.8
うち所管公益法人	14.8	85.2	67.9	100	49.8	3.5	96.5	79.5	100	51.4

(2) 公益法人を契約相手方とする随意契約において随意契約とした理由の状況

随意契約の法令上の適用理由

適用理由を「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」としているものの割合

(単位：%)

契約相手方	17年度		18年度	
	件数割合	支払金額割合	件数割合	支払金額割合
公益法人	97.7	98.0	96.6	98.2
うち所管公益法人	97.7	98.6	96.8	99.4
(参考)対象随意契約全体	88.2	86.7	81.8	80.1

随意契約の具体的な理由

「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の具体的な理由（件数割合）

(単位：%)

具体的な理由		内部部局全体	左のうち公益法人が契約相手方
Aグループ		25.8	22.1
Bグループ		26.2	9.3
Cグループ	専門的又は高度な知識、知見、技術を有する	20.5	43.7
	契約実績、経験を有する	8.4	13.8
	その他の理由(Cグループ)	8.6	7.3
計		37.5	64.9
その他		10.5	3.7
合計		100	100

(3) 公益法人による再委託（下請けを含む。）の状況

～ 予定価格が300万円を超える随意契約17年度及び18年度（12月まで）を対象～

再委託に関する契約書、仕様書等の条項（契約条項）の状況

(単位：件、%)

区分	17年度		18年度	
	件数	割合	件数	割合
禁止	338	3.2	237	3.0
条件付認容	8,887	84.1	6,832	86.3
定めなし	1,339	12.7	846	10.7
合計	10,564	100	7,915	100

再委託率（国の支払金額に占める再委託支払金額の割合）の状況（17年度980件）
 上段：件数、支払金額（単位：件、百万円）
 下段：割合（単位：%）

区分	再委託率					
	10%未満	10%以上 20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 40%未満	40%以上 50%未満	50%未満 計
件数	125 (12.8)	109 (11.1)	151 (15.4)	159 (16.2)	237 (24.2)	781 (79.7)
支払金額	8,106 (9.8)	5,594 (6.8)	10,912 (13.2)	8,992 (10.9)	12,280 (14.9)	45,886 (55.6)

50%以上 60%未満	60%以上 70%未満	70%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上	50%以上 計	合計
62 (6.3)	38 (3.9)	37 (3.8)	28 (2.9)	34 (3.5)	199 (20.3)	980 (100)
7,014 (8.5)	3,918 (4.8)	6,079 (7.4)	5,092 (6.2)	14,476 (17.6)	36,580 (44.4)	82,466 (100)

(4) 公益法人を契約相手方とする随意契約の随意契約とした理由の妥当性等

随意契約の理由の妥当性に関して検討の余地があったもの（5ページの601件の内数）

（府省等別の業務の性質区分）

（単位：件、百万円）

府省等	内閣	内閣府	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省
件数	1	7	9	8	3	16	1	21	12
金額	30	181	187	525	14	4,439	2	110	149
	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省	国会	裁判所	会計検査院	合計	
	10	39	1	3	1	-	1	133	
	489	3,062	2	54	8	-	4	9,262	

- ・ 随意契約とした具体的な理由をみると、「専門的又は高度な知識、知見、技術を有する」を理由とするものが最も多く（件数で39.1%、支払金額で57.9%）、次いで、「契約実績、経験を有する」となっている。

< 事例 > - 公益法人

- ・ 宿舍の維持管理業務について、関係法令等にあらかじめ習熟していることなどを理由に、特定の公益法人と随意契約を行っている。
- ・ 駐車場整理業務について、前年度の契約業者であり業務に習熟していることを理由に、特定の公益法人と随意契約を行っている。
- ・ データ入力や集計作業等の業務について、信頼関係が構築されていることなどを理由に、特定の公益法人と随意契約を行っている。
- ・ 無線の広域化等に関する調査研究について、専門的知識及びノウハウを有していることなどを理由に、特定の公益法人と随意契約を行っている。
- ・ 防雪対策施設の健全度評価等の業務について、高度な専門的知識等を有する唯一法人であることを理由に、特定の公益法人と随意契約を行っている。

4 契約の透明性の向上に向けた体制整備の状況

～各府省等の内部部局（40省庁）を対象～

(1) 契約担当職員の配置状況（18年4月1日現在）

契約担当職員の数（実員）は、それぞれ各省庁の予算規模、所掌事務等が異なることなどもあり、最小3人から最大164人（全体の平均31.2人）となっている。

(2) 随意契約とした理由の審査体制（19年4月1日現在）

40省庁すべての契約担当部局が通常の契約締結事務の決裁を行う中で審査を行っているとともに、23省庁では内部規程等に基づき設置された審査委員会等が、14省庁では監査担当部局が、それぞれ又は重ねて審査を行っている。

(3) 内部監査の実施状況（17、18年度）

内部監査を行った30省庁は、すべて随意契約に関する監査を実施している。特に、23省庁では、17、18両年度共に、随意契約とした理由の妥当性の検証を重点事項とし、監査計画、監査方針等において具体的にその取扱いを定めている。

(4) 随意契約等の公表状況

契約内容の事後の公表については、根拠法令等において公表方法等が定められており、公表すべきと定められている項目は、おおむね公表されている。

根拠法令等	「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」	「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」	「随意契約に関する事務の取扱い等について」	「公共調達の適正化について」	「行政効率化推進計画」
公表対象の契約	公共工事	物品等又は特定役務（特定調達契約）	特定調達契約に該当しないすべての随意契約（少額随契等を除く。）	すべての契約（少額随契等を除く。）	すべての契約（少額随契を除く。）
公表時期	遅滞なく	落札者等決定日の翌日から起算して72日以内	契約締結後72日以内	契約締結後72日以内	競争...毎年度随契...指定なし
公表方法	公衆の見やすい場所に掲示、公衆の閲覧に供する方法又はインターネット	官報	ホームページ	ホームページ	競争...指定なし随契...ホームページ

各省庁のホームページにおける情報入手の利便性（19年5月末現在）

「公共調達の適正化について」に基づく契約情報を例にとると、最初のリンク先ページの掲載項目名で直ちに「公共調達の適正化について」に基づく情報であることが分かる省庁がある一方、複数回のクリック操作を繰り返さないとそれが分からない省庁もある。また、一部の府省等の外局の中には、本省のページで掲載しているがその旨の説明を記載していないものもみられる。

〔 以下、5、6及び7は随意契約先公益法人等の協力を得て調査票等で把握できた範囲の状況である。 〕

5 随意契約先公益法人における所管府省退職者の再就職者数

～17年度及び18年度（12月まで）に締結された随意契約（少額随契等を除く。）の相手方となっている所管公益法人1,223法人を対象～

随契先公益法人への所管府省退職者の再就職者の状況（18年4月1日現在）

（単位：法人、人、百万円）

所管公益法人数(A)	随契先公益法人数(B)	(B)のうち所管府省退職者の再就職者の在籍の有無別法人数		(C)における所管府省退職者の再就職者数(D)	1法人当たりの平均再就職者数(D)/(C)	<参考>(C)の随契先公益法人への随契支払額	
	((B)/(A))	「有」(C) ((C)/(B))	「無」			17年度	18年度(12月まで)
6,789	1,223 (18.0%)	962 (78.7%)	261	9,993 〔従業員6,301 役員 3,692〕	10.3 〔従業員6.5 役員 3.8〕	358,786	125,144

(注) 「(C)の随契先公益法人への随契支払額」は、国から再就職者が在籍している随契先公益法人への随意契約に係る支払金額である。

6 再委託先への所管府省及び当該公益法人それぞれの退職者の再就職者数

～所管公益法人と締結された随意契約（予定価格300万円超のもの）に係る再委託のうち、17年度又は18年度（12月まで）のいずれかの年度の再委託支払金額が年間1000万円を超えている再委託先528者を対象～

(1) 再委託先への所管府省退職者の再就職者の状況（18年4月1日現在）

（単位：法人、人）

再委託先の数	左のうち所管府省退職者の再就職者の在籍の有無別数			(A)における所管府省退職者の再就職者数(B)	1者当たりの平均再就職者数(B)/(A)
	「有」(A)	「無」	「調査困難等」		
528	27	29	472	96 〔従業員 32 役員 64〕	3.5 〔従業員 1.1 役員 2.3〕

(注) 「調査困難等」は、所管府省より、資料がないなどのため再委託先への所管府省退職者の再就職の調査が困難、不能との回答があった再委託先の数である。

(2) 再委託先への随契先公益法人退職者の再就職者の状況（18年4月1日現在）

（単位：法人、人）

再委託先の数	左のうち随契先公益法人退職者の再就職者の在籍の有無別数			(A)における随契先公益法人退職者の再就職者数(B)	1者当たりの平均再就職者数(B)/(A)	(B)のうち所管府省退職者
	「有」(A)	「無」	「調査困難等」			
528	30	405	93	84 〔従業員 49 役員 35〕	2.8 〔従業員 1.6 役員 1.1〕	41

(注) 「調査困難等」は、随契先公益法人より、資料がないなどのため再委託先への随契先公益法人退職者の再就職の調査が困難、不能との回答があった再委託先の数である。

7 5、6についてそれぞれの公益法人及び再委託先の従業員に占める再就職者の比率、役員に占める比率

(1) 随契先公益法人の従業員及び役員に占める再就職者の比率

随契先公益法人への所管府省退職者の再就職者数の比率（18年4月1日現在）
（単位：法人、％）

所管府省退職者の再就職者が在籍している随契先公益法人数(A)	区分	所管府省退職者の占める比率別随契先公益法人数（A）に対する割合										
		該当者無し	10%未満	10%以上20%未満	20%以上30%未満	30%以上40%未満	40%以上50%未満	50%以上60%未満	60%以上70%未満	70%以上80%未満	80%以上90%未満	90%以上
962	従業員	415 (41.9)	233 (23.5)	123 (12.4)	84 (8.5)	47 (4.7)	19 (1.9)	27 (2.7)	16 (1.6)	8 (0.8)	11 (1.1)	8 (0.8)
	役員	29 (2.9)	379 (38.2)	208 (21.0)	158 (15.9)	106 (10.7)	47 (4.7)	30 (3.0)	12 (1.2)	7 (0.7)	7 (0.7)	8 (0.8)

(注) 「所管府省退職者の占める比率別随契先公益法人数」の公益法人数は、共管公益法人の重複を含んだ数であり、()書きは、この重複を含めた延べ991法人に対する割合である。

(2) 再委託先の従業員及び役員に占める再就職者の比率

再委託先への所管府省退職者の再就職者数の比率（18年4月1日現在）
（単位：法人、％）

所管府省退職者の再就職者が在籍している再委託先数(A)	区分	所管府省退職者の占める比率別再委託先数（A）に対する割合										
		該当者無し	10%未満	10%以上20%未満	20%以上30%未満	30%以上40%未満	40%以上50%未満	50%以上60%未満	60%以上70%未満	70%以上80%未満	80%以上90%未満	90%以上
27	従業員	13 (48.1)	14 (51.9)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	役員	6 (22.2)	11 (40.7)	2 (7.4)	4 (14.8)	3 (11.1)	1 (3.7)	-	-	-	-	-

再委託先への随契先公益法人退職者の再就職者数の比率（18年4月1日現在）
（単位：法人、％）

随契先公益法人退職者の再就職者が在籍している再委託先数(A)	区分	随契先公益法人退職者の占める比率別再委託先数（A）に対する割合										
		該当者無し	10%未満	10%以上20%未満	20%以上30%未満	30%以上40%未満	40%以上50%未満	50%以上60%未満	60%以上70%未満	70%以上80%未満	80%以上90%未満	90%以上
30	従業員	10 (27.8)	25 (69.4)	1 (2.8)	-	-	-	-	-	-	-	-
	役員	20 (55.6)	1 (2.8)	5 (13.9)	4 (11.1)	-	-	3 (8.3)	1 (2.8)	1 (2.8)	1 (2.8)	-

(注) 「随契先公益法人退職者の占める比率別再委託先数」の再委託先数は、再委託先の重複を含んだ数であり、()書きは、この重複を含めた延べ36者に対する割合である。

検査の結果に対する所見

国においては、行政事務の遂行上、引き続き、多様な内容の契約を実施する必要があるが、その支出が国民の貴重な財源をもって充てられることにかんがみ、契約の締結に当たっては、より一層経済的及び効率的に行っていくことが要請される。

したがって、各府省等においては、今般の随意契約点検の結果を踏まえて作成した「随意契約見直し計画」(改訂)の着実な実施と的確なフォローアップ及び必要に応じた計画内容の見直しを図るとともに、新たな契約の締結に当たっては、競争契約を原則とする会計法令の趣旨に則り厳格な運用を行うほか、次の点に留意することにより、契約の公正性、競争性及び透明性の確保に努める必要がある。

ア 契約方式について

(ア) 他府省等や他部署の契約実例を調査して参考にするとともに、発注する業務の内容を仕様書等においてより具体的かつ詳細に定めるほか、少額購入等を予定している調達についてもこれを計画的に集約することにより一括契約を可能とするなどして競争契約を拡大し、契約の透明性の向上を図る。併せて、競争契約を実施する場合には、国民生活に対する安全性等への配慮を十分行った上で、実質的な競争性の確保を図る。

(イ) やむを得ず随意契約によらざるを得ないとき、特に「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」という理由を適用する場合には、他に履行可能な者がいないかの把握等を厳格に行う。

(ロ) 仕様書等の内容を具体的に提示できる場合は、総合評価方式を含む競争契約に移行することに努める。そして、仕様書等の内容の具体的な提示が困難で随意契約によらざるを得ない場合でも、可能な限り企画競争の可能性を検討するとともに、企画競争については、審査員の構成、審査方法等に関して統一的な実施基準を作成し、これに基づいて実施するなどして公平性及び透明性の一層の向上を図る。

イ 公益法人を契約相手方とする随意契約について

(ア) 従来から公益法人を契約相手方としてきた随意契約について、契約の具体的な業務内容を精査し、他に履行可能な者がおらず、真に随意契約によらざるを得ない場合に該当するもの以外は、速やかに競争契約に移行する。

(イ) 再委託については、禁止する又は承認を要する旨の契約条項を設けるとともに、再

委託の承認に当たっては、契約条項を遵守して書面により申請させるほか、随意契約とした理由との整合性に留意する。

ウ 契約の透明性の向上に向けた取組について

契約の透明性の向上に向けて一層の体制整備に努めるとともに、契約情報をホームページで公表する場合には、掲載方法や掲載項目名を工夫するなどして、必要な情報へのアクセスを容易にし、その利便性を向上させる。

会計検査院としては、本報告の取りまとめに際して、時間的制約等から各府省等の見直し状況に係る検証を終えるに至っていない部分があることから、これを中心に引き続き検査を実施し、検査の結果については、取りまとめが出来次第報告することとする。